

関東信越税理士会 熊谷支部 2 月例会次第

日時 令和 7 年 2 月 7 日(金)
午前 11 時 00 分～
場所 マロウドイン熊谷

1. 会務報告

(1) 1 月 15 日(水)	関係機関との協議会・例会	於	熊谷市立文化会館
(2) 1 月 15 日(水)	研修会	於	熊谷市立文化会館
(3) 1 月 15 日(水)	令和 6 年度第 2 回理事会	於	熊谷市立文化会館
(4) 1 月 15 日(水)	第 2 回女性部交流会	於	レストラン「アコモデ」
(5) 1 月 18 日(土)	埼玉県行政書士会熊谷支部 新年賀詞交換会	於	マロウドイン熊谷
(6) 1 月 20 日(月)	熊谷青色申告会 新春懇談会	於	埼玉グランドホテル深谷
(7) 1 月 30・31	蛭川俊也会員 通夜・告別式	於	メモリアル彩雲 第 1 式場
(8) 2 月 3 日(月)	正副支部長・地域長会議	於	支部事務局
(9) 2 月 3 日(月)	熊谷税務署との協議会	於	熊谷税務署
(10) 2 月 4 日(火)	埼玉県宅地建物取引業協会 新年賀詞交歓会	於	マロウドイン熊谷

2. 会務予定及び連絡事項

- (1) 関係機関との協議会・例会
日時 2 月 7 日(金) 午前 10 時 30 分～11 時 30 分
場所 マロウドイン熊谷 新館 2 階飛天の間
- (2) 熊谷支部臨時総会
日時 2 月 7 日(金) 例会終了後
場所 マロウドイン熊谷 新館 2 階飛天の間
- (3) 理事予定者会議
日時 2 月 7 日(金) 午前 11 時 30 分～午後 0 時 30 分
場所 マロウドイン熊谷 新館 5 階飛翔の間
- (4) 確定申告研修会
日時 2 月 7 日(金) 午後 1 時 00 分～午後 5 時 00 分
場所 マロウドイン熊谷 新館 2 階飛天の間
- (5) 確定申告相談会場県連会長視察・懇親会
日時 2 月 21 日(金)
場所 アリオ深谷 3F 上柴公民館

3. その他の協議報告事項

4. 熊谷支部各部会連絡事項・関連組織連絡事項

支部推薦

熊谷法人会 監事 川田 茂会員
寄居町固定資産評価審査委員会 委員 橋本則彦会員

5. 支部会員入会・転入・転出・異動等

《変更》

長谷部信行税理士事務所→長谷部好一税理士事務所

足立修平 深谷地区

〒366-0824 深谷市西島町 3-16-23 松原亭ビル 101

TEL 577-5882

《退会》

椎名計全(令和 7 年 2 月 4 日業務廃止)

熊谷支部 会員数 160 名

前会員の小野博行様が 2 月 3 日にお亡くなりになりました。

謹んでお悔やみ申し上げます。

6. 次回例会予定

日時 3月24日(月)午後4時00分～ 例会
午後4時30分～ 関係機関との協議会
午後5時00分～ 確定申告慰労会

場所 キングアンバサダーホテル熊谷

※駐車場がありませんので、近隣のコインパーキングのご利用をお願いいたします。

7. 次回研修会予定

日時 3月24日(月)午後2時20分～3時50分

場所 キングアンバサダーホテル熊谷

内容 『今後のマーケット展望 ～各市場の見通しとこれからの資産運用戦略～』

講師 SBI マネープラザ株式会社 取締役執行役員専務 平和也氏

単位 1. 5単位

8. ホームページ

熊谷支部 パスワード：kuma2012 <http://www.kumazei.or.jp>



県連 ユーザー名：member パスワード：skenren3111. ※半角12文字、最後にドット(.)あり

日税連 ユーザー名・パスワード共に：taxnz

本会 ユーザー名・パスワード共に：kzei0223

税理士協同組合 ユーザー名：zei パスワード：szeikyo3111

* 会員専用ページで上記のパスワードを入力し、ログインして下さい。

※マロウドイン熊谷のwifi パスワード HG3600032

9. その他

* 1月例会資料に掲載しました「にちぜいくん」ピンバッジは、支部より全会員に配布する事となりました。
注文された先生においては、1個引いた個数を注文いたしました。

* 今後の例会日日程を掲載しました。(令和7年2月現在) 予定ですので変更になる場合もあります

4月例会	4月9日(水)	熊谷市立文化会館	午前9時30分～
5月例会	5月9日(金)	熊谷市立文化会館	午前9時30分～

e-Tax・eLTAXの利用を推進しましょう。

令和7年2月7日

会 員 各 位

関東信越税理士会熊谷支部
支部長 中 野 敦 夫
副支部長 中 村 武 司
地域長 森 戸 裕
研修部長 林 正 浩

税理士会36時間規定研修

令和6年度例会時熊谷支部研修会のご案内

拝啓 厳寒の日が続いている今日このごろですが、会員の先生方におかれましては
いかがお過ごしでしょうか。

さて、下記の要領にて支部研修会を開催いたします。何かとお忙しいこととは存じま
すが、多くの会員の皆様にご出席頂けますよう宜しくお願い申し上げます。

敬具

記

日時	令和7年3月24日（月）午後2時20分～3時50分
受付	午後2時00分より
場所	キングアンバサダーホテル熊谷
内容	『今後のマーケット展望 ～各市場の見通しとこれからの資産運用戦略～』
講師	SBI マネープラザ株式会社 取締役執行役員専務 平 和也氏
単位	1. 5単位

令和7年2月吉日

熊谷支部会員各位

関東信越税理士会
会長 大山 博之
(公印省略)

令和7年度上期会費納付に関するご案内

会員各位におかれましては、本会会務の活動にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。
さて、会費（本会・県連・支部分）の収納事務については、本会が預金口座振替を利用して行っております。つきましては、先般ご提出の「金融機関提出用口座振替依頼書」にご記入いただいた預金口座から、下記のとおり引き落としになりますので、金額等のご確認をお願いいたします。

記

【会費の預金口座振替に関して】

1. 納付内容

会費（本会・県連・支部分）

※政治連盟との事務委託契約に基づき、県税理士政治連盟の会費（4月及び10月に各々5,000円）を同時に収納する場合があります。〔税理士法人会員は除きます〕

2. 預金口座振替日

毎事業年度の **4月及び10月の各26日**（金融機関休業日に当たる場合は翌営業日）

※対象期間4月（上期4月～9月分）、10月（下期10月～3月分）

※上記の日に振替不能の方については、各振替日の翌月26日に再振替

※通帳等に記載される引落名称は、「DF.カンシエツカイ」です。

ご指定いただいている口座情報に変更がある場合は、事務局会費担当までご連絡ください。
なお、手続きの都合上、4月28日の口座振替分については変更できませんのでご容赦ください。
令和7年7月31日（木）までにお手続きいただいた場合、令和7年度下期分（10/27振替分）より新口座から引き落としとなります。

3. 納付金額

支部名	引落日	本会会費	県連会費	支部会費	合 計
熊谷	4/28	37,800円	14,000円	30,000円	81,800円

払込票(コンビニ・郵便併用)を利用し、会費の納入をされている皆様へ

預金口座振替を希望されなかった方には、毎事業年度の4月及び10月の中旬頃に払込票(コンビニ・郵便局併用)を送付いたしますので、できるだけ早期に納付くださいますようお願い申し上げます。(納付期限：上期4月末、下期10月末が原則)

預金口座振替による会費納付へのご変更を重ねてお願いいたします。

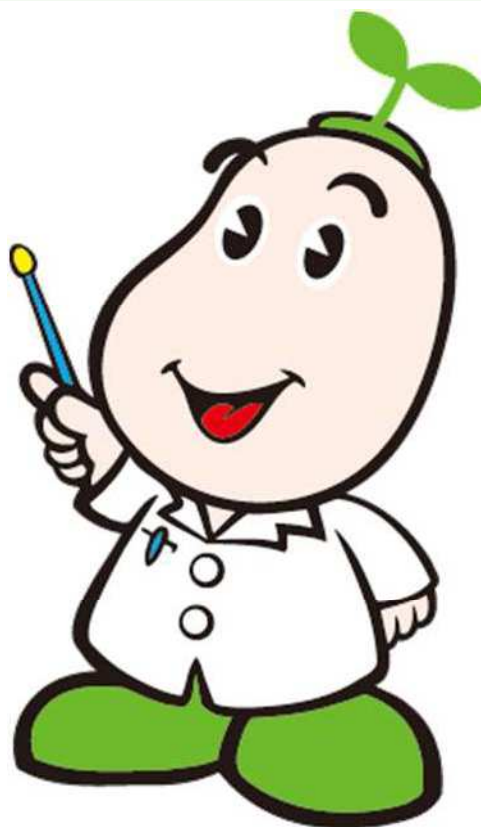
熊谷支部事務局併設税務相談当番表

当番月日	当番会員名	備考
2月27日(木)	大久保秀彦	
3月 3日(月)	金井千尋	
3月 6日(木)	栗林昭人	
3月10日(月)	林 正浩	
3月13日(木)	原 靖	
3月17日(月)	蛭川高鋭	
3月27日(木)	水野敦史	
3月31日(月)	森戸 裕	
4月 3日(木)	吉田喜代司	
4月 7日(月)	秋池正江	
4月10日(木)	國分和行	
4月14日(月)	小島久幸	
4月17日(木)	小林拓人	
4月21日(月)	須永栄子	
4月24日(木)	中島信之	
4月28日(月)	中村武司	
5月 1日(木)	堀越雄司	
5月 8日(木)	増田俊樹	
5月12日(月)	森嶋秀人	
5月15日(木)	吉田貴之	
5月19日(月)	相原信夫	
5月22日(木)	足立修平	
5月26日(月)	石坂哲也	
5月29日(木)	市渡修一	

* 電話相談になっています。

* 原則として予約制のため、予約の無い場合は事務所待機にて対応してください。

マイナ保険証Q & A



令和6年12月作成 ver1.0

関東信越税理士国民健康保険組合

(<https://www.ka-z-kokuho.or.jp/>)

目 次

はじめに

- Q 1 令和6年の12月以降は、保険証が使えなくなるのですか。マイナンバーカードがないと保険で受診できなくなりますか？
- Q 2 令和6年12月2日以降も、保険証を発行できますか？
- Q 3 マイナ保険証とは何ですか？
- Q 4 マイナ保険証を持っていない場合は、医療機関等へどのように受診したらよいですか？
- Q 5 資格確認書とはどのようなものですか？
- Q 6 資格情報通知書（資格情報のお知らせ）とはどのようなものですか？
- Q 7 自分がマイナ保険証の利用登録をしているか、どのように確認したらよいですか？
また、利用登録ができている場合は、自身の情報が正しく紐づけられているか確認することができますか？
- Q 8 マイナンバーカードを取得しない、または取得していてもマイナ保険証の利用登録をせずに、従来の保険証のままでいいですか？
- Q 9 マイナンバーカードを保険証利用することで、どんなメリットがありますか？（何のためにマイナ保険証を使うのですか？）
- Q 10 マイナンバーカードの保険証利用登録（マイナ保険証の登録）はどうすればよいですか？
- Q 11 医療機関・薬局でマイナ保険証を使用して受付するにはどうしたらよいですか？
- Q 12 マイナ保険証に対応していない医療機関では、どのように受診したらよいですか？
- Q 13 マイナンバーカードを持っていない、またはマイナ保険証利用の登録をしていない加入者が、令和6年12月2日以降に保険証を紛失した場合、医療機関等にかかる際どのようにすれば良いですか？
- Q 14 マイナンバーカードを保険証利用登録したら、その後、解除はできないのでしょうか？
- Q 15 マイナ保険証に移行した後も、保険証は返納しないといけないですか？

～ はじめに ～

このQ&Aは、令和6年12月時点において国から示されている方針をもとに作成したものです。今後、国から示される省令、通知等により内容に変更が生じる可能性があります。

最新情報は、当組合HPなどで随時お知らせします。ぜひご覧ください。

また、このQ&Aでは、主に当組合にお問い合わせのあった「マイナ保険証」の事例を参考に掲載しています。「マイナンバーカード」に関する情報や「マイナンバー制度」は、下記デジタル庁・厚生労働省等のHPをご参照ください。電話でのお問い合わせは「マイナンバー総合フリーダイヤル」をご利用ください。

●マイナンバーに関するお問い合わせ

マイナンバー総合フリーダイヤル：0120-95-0178

マイナンバーカード総合サイトHP「お電話でのお問い合わせ」

(<https://www.kojinbango-card.go.jp/contact/tel/>)



●マイナンバーカード総合サイトHP「マイナンバーカードを申請する」

(<https://www.kojinbango-card.go.jp/apprec/apply/>)



●マイナンバーカード総合サイトHP「更新手続きについて」

(<https://www.kojinbango-card.go.jp/card/renewal/>)



●厚生労働省HP「マイナンバーカードの健康保険証利用の安全な制度運用に向けて」

(https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_33112.html)



●デジタル庁HP「マイナンバー（個人番号）制度・マイナンバーカード」

(<https://www.digital.go.jp/policies/mynumber>)



●デジタル庁HP「持ち歩いて大丈夫！マイナンバーカードの安全性」リーフレット

(https://www.digital.go.jp/policies/mynumber_resources)



Q1

令和6年の12月以降は、保険証が使えなくなるのですか。マイナンバーカードがないと保険で受診できなくなりますか？

令和6年12月1日までに交付された保険証は、有効期限の令和7年9月30日までご使用いただけます。

現在お手元にある保険証は、有効期限が切れるまで破棄せずにお持ちください。

※期間中に75歳を迎える方、外国籍の方で在留期限がある場合など一部の方は有効期限が異なる場合があります。

Q2

令和6年12月2日以降も、保険証を発行できますか？

令和6年12月2日以降は、マイナンバーカードを保険証として使用する仕組み（マイナ保険証）に移行しているため、保険証の新規発行や再発行を行うことができません。

次のような場合も保険証を発行できませんのでご注意ください。

- ・就職や転職によって当組合に新規で加入する場合
- ・引っ越しで住所が変わった場合
- ・氏名が変わった場合
- ・保険証を紛失、破損した場合
- ・事業所の代表者変更や法人を設立した場合
- ・事務所所在地が変更した場合（支部が変更したときのみ）

Q3

マイナ保険証とは何ですか？

マイナ保険証とは、マイナンバーカードを保険証として利用登録をしたものです。

オンライン資格確認システムを導入している医療機関等で利用することができます。
（マイナ受付のステッカーとポスターが目印です）

※対象の医療機関・薬局は、厚生労働省HP「マイナンバーカードの健康保険証利用対応の医療機関・薬局等についてのお知らせ」をご確認ください。

(https://www.mhlw.go.jp/stf/index_16743.html)



Q4**マイナ保険証を持っていない場合は、医療機関等へどのように受診したらよいですか？**

令和6年12月2日以降に、

- ・新規で加入された方
- ・既加入者で資格情報に変更があった方（Q2参照）

のうち、マイナンバーカードを持っていない方や、マイナ保険証利用の登録をしていない方は、組合より「資格確認書」を送付します。

「資格確認書」を提示すれば、マイナ保険証のメリットはありませんが、これまで通りの受診が可能です。

また、マイナ保険証をお持ちの方については、ご自身の被保険者資格などを簡単に把握できるように、「資格情報通知書（資格情報のお知らせ）」を送付します。

Q5**資格確認書とはどのようなものですか？**

マイナンバーカードを持っていない方や、マイナ保険証利用の登録をしていない方が医療機関等を受診する際、マイナ保険証の代わりに使用するものです。（これらの方々は「資格確認書」を受け取るための申請は必要ありません。）

材質・サイズ・形状・記載内容は、従来の保険証と同様です。

※交付済の保険証をお持ちの方は、「資格確認書」の送付はありません。

Q6**資格情報通知書（資格情報のお知らせ）とはどのようなものですか？**

マイナ保険証の保有者が、簡易に自身の資格等の基本情報（氏名、被保険者記号・番号・枝番、加入区分、保険者番号・保険者名）を確認できるようお知らせするものです。A4の紙面にて送付します。

申請を行う際の記入時に使用したり、オンライン資格確認未導入の医療機関を受診する際に、マイナンバーカードと一緒に提示することで保険診療を可能にするものです。

※交付済の保険証をお持ちの方は、「資格情報通知書（資格情報のお知らせ）」の送付はありません。

Q7

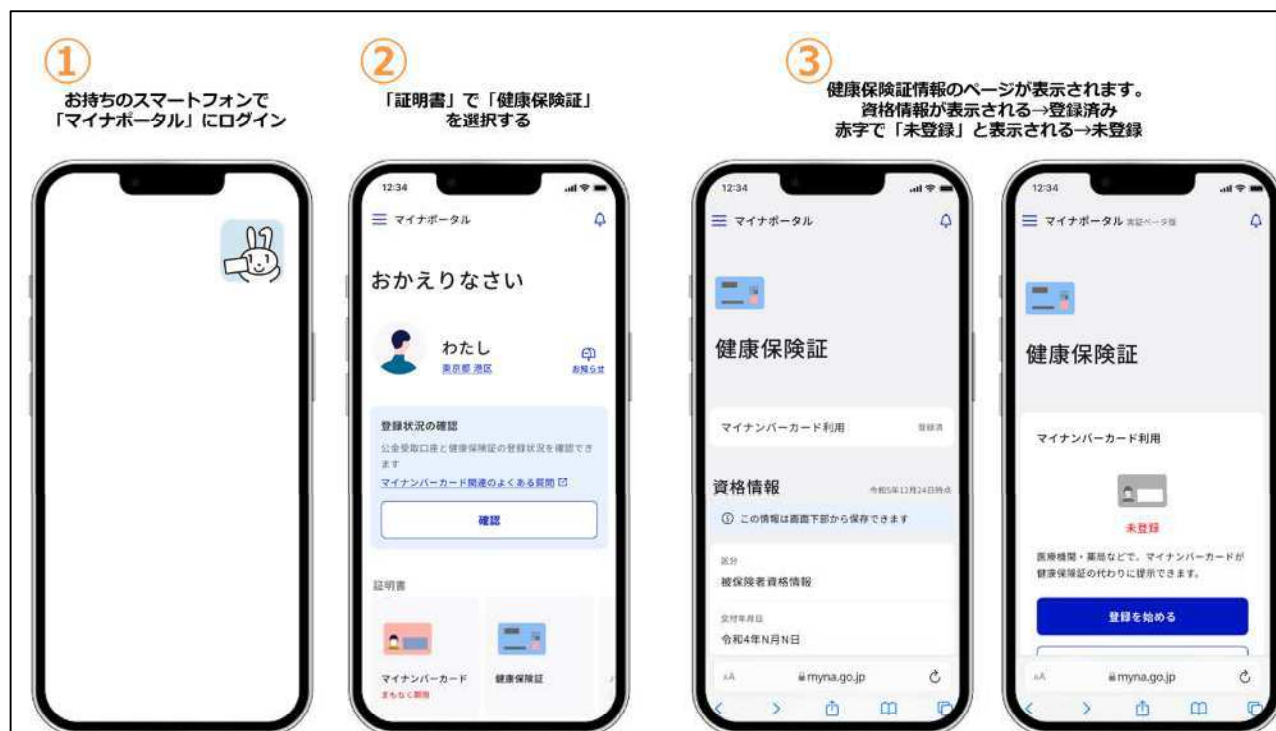
自分がマイナ保険証の利用登録をしているか、どのように確認したらよいですか？

また、利用登録ができている場合は、自身の情報が正しく紐づけられているか確認することができますか？

マイナ保険証の利用登録は、マイナポータルログイン後のトップ画面で確認できます。お持ちのスマートフォン（※）で「マイナポータル」にログインし以下の手順でご確認いただけます。

（※）スマートフォンの動作環境の他、パソコン等で利用方法は、マイナポータルの「よくある質問」「ヘルプ」等をご確認ください。（<https://myna.go.jp/>）

なおマイナポータルの対応端末をお持ちでない場合、ご家族の方等が対応端末をお持ちであれば、ご自身のマイナンバーカードを使ってログインすることができます。確認後には、必ずログアウトするようにしてください。



※詳しくは、厚生労働省HP「マイナンバーカードの健康保険証利用の安全な制度運用に向けて」をご確認ください。（https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_33112.html）



Q8

マイナンバーカードを取得しない、または取得していてもマイナ保険証の利用登録をせずに、従来の保険証のままでいいですか？

令和7年9月30日に現行の保険証の有効期限が終了します。その後は、原則、マイナ保険証で受診していただきます。

マイナンバーカードの取得と保険証利用登録をご検討ください。

Q9

マイナンバーカードを保険証利用することで、どんなメリットがありますか？（何のためにマイナ保険証を使うのですか？）

① データに基づくより良い医療が受けられる

マイナンバーカードを用いて受付し、情報提供に同意することで、過去に処方されたお薬や特定健診などの情報を医師・薬剤師にスムーズに共有することができます。

② 手続きなしで高額療養費の限度額を超える支払いが免除される

マイナ保険証で受診すると、限度額適用認定証がなくても、本人が同意すれば高額療養費制度に基づき限度額を超える医療費の立替払いが不要となります。

（複数の医療機関や同一世帯の加入者の医療費の合算の計算がある場合等、申請が必要になる場合があります。）

③ マイナポータルで確定申告時に医療費控除が簡単にできる

医療費の領収証を管理・保管しなくてもマイナポータルで医療費通知情報の管理が可能となり、マイナポータルと e-Tax を連携することで、データを自動入力できます。

その他、医療機関・薬局、保険者にとっても、作業の軽減・効率化が期待されています。

※厚生労働省HP「マイナンバーカードの健康保険証利用のメリット」をもとに作成。その他のメリットや詳細は、厚生労働省HPをご確認ください。

(https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_22682.html)



Q10

マイナンバーカードの保険証利用登録（マイナ保険証の登録）はどのようにすればよいですか？

マイナンバーカードを健康保険証として利用するためには登録が必要です。申請には以下3つの方法があります。

- ①顔認証付きカードリーダーからの申請
- ②マイナポータルからの申請
- ③セブン銀行 ATM からの申請

※詳しくは、厚生労働省HP「マイナンバーカードの健康保険証利用方法」をご確認ください。

(https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_40391.html)



①顔認証付きカードリーダーからの申請

マイナンバーカードの健康保険証利用の申込みは

当日その場でも
いいのね♪

医療機関・薬局の受付でもOK！

マイナンバーカードを医療機関・薬局にお持ちいただくだけで、
健康保険証として利用するための申込み手続きや、実際に利用いただくことが可能です！



**顔認証付き
カードリーダーに
マイナンバーカードを置く**

本人確認（顔認証等）

↓



**この画面から
お申込み**

登録完了

マイナンバーカードが
健康保険証として利用可能に！



利用

同意取得（お薬情報など）

※カードリーダーのメーカーにより画面が異なります

※顔認証付きカードリーダーの機種によっては本人確認や同意取得の必要となるタイミングが、異なる場合があります。
※申込み完了までに少々お時間をいただく場合がございます。
※転居・転居等により保険者が変わり手続が終了していない場合などには、マイナ保険証で受診いただけないことがあります。

デジタル庁

総務省
MIC
Ministry of Internal Affairs and Communications

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

健康保険証利用の
申込みのお問合せ先

**マイナ保険証
フリーダイヤル**

0120-95-0178

5番を選択のうえ、音声ガイダンスにしたがってお進みください。

受付時間（年末年始を除く）
平日：9時30分～20時00分
土日祝：9時30分～17時30分

②マイナポータルからの申請

マイナンバーカードの健康保険証利用の申込みは ご自身でマイナポータルでもできます！

いますぐ手元で
できる♪



ご自身のスマートフォンやパソコンからマイナポータルにログインをして、マイナンバーカードの健康保険証利用登録をすることができます。



医療機関・薬局の顔認証付きカードリーダー、マイナポータルでの登録以外に、全国のセブン銀行のATMでも健康保険証利用登録をすることができます。

③セブン銀行 ATM からの申請

マイナンバーカードの健康保険証利用の 申込みはセブン銀行ATMで！

●お持ちのスマートフォンがマイナポータルアプリ（申込に必要な専用アプリ）に対応していない方
●スマートフォンをお持ちでない方、スマートフォンの操作に自信がない方

→ セブン銀行ATMでの申込みは簡単でオススメ！

ATMでの申込に必要なもの

マイナンバーカード

利用者証明用パスワード（4桁）

ATMの操作に健康保険証は不要です。

※マイナポータルおよびセブン銀行ATMでは、顔認証マイナンバーカードなど利用者証明用パスワードをご利用できないカードでは申込みできません。医療機関等の顔認証付きカードリーダーをご利用ください。

ATMでの健康保険証利用の申込みについて
くわしくはこちら

対応している医療機関・薬局

このステッカー・ポスターが貼ってある医療機関・薬局で使えるようになります

※利用できる医療機関・薬局等については、厚生労働省のホームページで公開しています。

マイナンバー総合フリーダイヤル **0120-95-0178**

5番を選択のうえ、音声ガイダンスにしたがってお進みください。

受付時間（毎週月曜を除く）
平日：9時30分～20時00分
土日祝：9時30分～17時30分

デジタル庁

総務省
Ministry of Internal Affairs and Communications

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

セブン銀行

2024年2月現在

Q11

医療機関・薬局でマイナ保険証を使用して受付するにはどうすればよいですか？

マイナンバーカードを用いた受付は、ステッカーやポスターの掲載してある医療機関・薬局でご利用いただけます（Q3参照）。

顔認証付きカードリーダーの画面の指示に沿って受付をしてください。

1 受付にある顔認証付きカードリーダーを見つける



顔認識カードリーダーには複数の種類があります



2 マイナンバーカードを読み取り口に置く

※マイナンバーカードのカバー等は外してください

※カードリーダーによってマイナンバーカードの設置向きが異なるのでご注意ください

3 認証方法を選択し、本人確認を行う

① 顔認証

顔を枠内に
入れてください



② 暗証番号

4桁の暗証番号を
入力してください



※ 画面はサンプルです。カードリーダーの種類によって表示画面は異なります。

※ 暗証番号を連続して間違えると不正防止のためロックがかかります。（ロックがかかっても顔認証はできます）

4 画面の案内に沿って、情報提供の可否を選択

過去の情報を
利用いたします

過去のお薬情報を当機関に提供することに同意しますか。
この情報はあなたの診療や健康管理のために使用します。

同意しない

同意する



過去の健康医療情報の提供に**同意**いただくと、
医師・薬剤師が過去の健康医療情報を確認
できるようになり、正確なデータに基づくより良い
医療が受けられます。

※ 画面はサンプルです。カードリーダーの種類によって表示画面は異なります。



5 マイナンバーカードでの受付の完了

マイナンバーカードをカードリーダーから取り出してください。
カードの取り忘れにご注意ください。

※詳しくは、厚生労働省HP「マイナンバーカードの健康保険証利用方法」をご確認ください。
(https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_40391.html)



Q12

マイナ保険証に対応していない医療機関では、どのように受診したらよいですか？

一部の例外（医師が高齢のため、診療報酬明細書を手書きで対応している場合等）を除き、保険診療を行う医療機関・薬局は、マイナンバーカードによる受付が義務付けられています。

実際に、マイナンバーカードの取扱いがない医療機関・薬局で受診する場合の他、故障中などによりカードリーダーが使えない場合は、以下の方法をご確認ください。

① 保険証をお持ちの方

従来どおり、受付窓口で保険証を提示します。

② 資格確認書をお持ちの方

受付窓口で資格確認書を提示します。

③ ①または②が発行されていない方

マイナンバーカードの提示のみでは資格の確認ができないため保険診療を受けることができません。その場合、マイナンバーカードとあわせて資格情報通知書（資格情報のお知らせ）、もしくはマイナポータルを提示することで保険診療を受けることができます。

本人確認



マイナンバーカード



資格確認



マイナポータル

または



資格情報通知書

Q13

マイナンバーカードを持っていない、またはマイナ保険証利用の登録をしていない加入者が、令和6年12月2日以降に保険証を紛失した場合、医療機関等にかかる際どのようにすれば良いですか？

令和6年12月2日以降は、保険証を再交付することができませんので、「資格確認書」の発行手続きをお願いいたします。「資格確認書」の発行は、「資格確認書等（再）交付申請書」に必要事項を記載し、組合に申請してください。

Q14

マイナンバーカードを保険証利用登録したら、その後、解除はできないのでしょうか？

組合に対して申請をすることで、マイナンバーカードの保険証の利用登録を解除することができ、有効な保険証がない場合には資格確認書の交付を受けることができます。

マイナ保険証の利用登録解除申請書に必要事項を記入いただき、本人確認書類を添えて組合まで送付してください。

- ・届出日の翌月末に解除される予定です。
- ・登録・解除の状況は、マイナポータルでご確認ください。
- ・保険証の利用登録が解除された後でも、再度利用登録の手続きを行うことは可能です。

※具体的な解除手続きについては、組合HP「新着情報」の「令和6年12月2日から現行の保険証は新たに発行されなくなります。」より「マイナ保険証の利用登録解除」をご確認ください。

(<https://www.ka-z-kokuho.or.jp/news.html?id=233>)



Q15

マイナ保険証に移行した後も、保険証は返納しないといけませんか？

加入者の喪失や、住所・氏名の変更等があった際の保険証・資格確認書・資格情報通知書（資格情報のお知らせ）の返却は下記の通りとなります。

保険証	保険証の有効期限内の変更の場合、保険証を添付して申請してください。
資格確認書	資格確認書の有効期限内の変更の場合、資格確認書を添付して申請してください。
資格情報通知書（資格情報のお知らせ）	返却は不要です。

事業承継セミナー

経営者の老後を考える

—「まさか」に陥らないために—

事業承継なんてまだまだ先だと思いませんか？
経営者に「万が一」が起こってから慌てないために、
今から事業承継を考えておく必要があります。
会社のため、社員のため、家族のため。
事業を「引き継ぐ」ことの大切さを考えてみませんか。



日時

2025年 **2月20日** **木**
14:30 - 16:30 (14:00受付開始)

セミナー内容

01 認知症が事業に及ぼす影響 —経営者の「万が一」を考える—



認知症などによる経営者の判断能力の低下が引き起こす会社のリスクについてお話しします。

白鳥法律事務所 弁護士
白鳥 敏男 氏

会場

正和工業にじいろホール
(春日部市民文化会館)
3階 小会議室2

対象・定員

対象：県内中小企業者等

定員：**25名** (事前申込制、先着順)



左の二次元コードまたは
FAXによりお申し込みください。

02 事業と自分と家族を守る 「転ばぬ先の杖」



コミュニケーション不足による事業承継の失敗事例を踏まえ、早目の計画的な事業承継の大切さについてお話しします。

埼玉県事業承継・引継ぎ支援センター
統括責任者
石川 峰生 氏

会場アクセス・FAX申込書は裏面へ

主催／埼玉県 共催／埼玉県事業承継・引継ぎ支援センター、埼玉弁護士会

後援／(一社)埼玉県商工会議所連合会、埼玉県商工会連合会、(公財)埼玉県産業振興公社、(株)日本政策金融公庫

会場へのアクセス

Access

正和工業にじいろホール
(春日部市民文化会館)
3階 小会議室2

〒344-0062

春日部市粕壁東2-8-61

- ・東武スカイツリーライン・
アーバンパークライン「春日部駅」
東口より徒歩15分
- ・朝日バス「匠大塚本店前」下車
徒歩3分

※ なるべく公共交通機関をご利用ください。



セミナー申込書

申込方法

FAXまたはWebにてお申し込みください。

FAX送付先

埼玉県産業労働部産業支援課
経営革新支援担当 行

FAX番号: **048-830-4813**

埼玉県マスコット
さいたまっち&コバトン

フリガナ						所在地	
会社名						〒 -	
フリガナ						役職	年齢 (○を付けてください)
参加者 お名前							50歳未満 50代・60代・70代 80歳以上
フリガナ						役職	年齢 (○を付けてください)
参加者 お名前							50歳未満 50代・60代・70代 80歳以上
業種		TEL		携帯電話 番号			

Web申込みは右の
二次元コードから



申込期限: 令和7年**2月18日 (火)**

※ 申込多数により参加いただけない場合、別途ご連絡させていただきます。

お問合せ

埼玉県産業労働部産業支援課
経営革新支援担当

✉ a3770-22@pref.saitama.lg.jp
☎ 048-830-3910

公益社団法人埼玉県不動産鑑定士協会主催 埼玉県・さいたま市後援

一般公開セミナー

～経済社会と埼玉県の不動産価格～

無料
定員250
予約制

日時

2025年 4月9日 水 14:00～16:30

(受付開始 13:30)

会場

埼玉県県民健康センター 2階大ホール

さいたま市浦和区仲町3丁目5番地1号 (裏面地図参照)

定員

250名 ※事前申し込み・先着順 ※お申し込み方法は裏面をご確認ください。

第1部

14:00～14:45

令和7年地価公示にみる埼玉県の不動産市況

講師

三田 和巳 氏

地価公示埼玉県代表幹事、公益社団法人埼玉県不動産鑑定士協会会員

第2部

15:00～16:30

インフレ時代の世界経済・日本経済

講師

エミン・ユルマズ 氏

エコノミスト・グローバルストラテジスト。レディーバードキャピタル代表。トルコ、イスタンブール出身。1996年に国際生物学オリンピック優勝。1997年に日本に留学し東京大学理科一類合格、工学部卒業。同大学院にて生命工学修士取得。2006年野村證券に入社し、M&Aアドバイザー業務、機関投資家営業業務に携わった。2024年レディーバードキャピタルを設立。現在各種メディアに出演しているほか、全国のセミナーに登壇。文筆活動、SNSでの情報発信を積極的に行っている。
【主な著書】エブリシング・バブル終わりと始まり(プレジデント)、一生使える投資脳のつくり方(扶桑社)、世界インフレ時代の経済指標(かんき出版)、大インフレ時代!日本株が強い(ビジネス社)、エブリシング・バブルの崩壊(集英社)、日本経済復活への新シナリオ(KADOKAWA)、コロナ後の世界経済(集英社)、米中新冷戦のはざままで日本経済は必ず浮上する(かや書房)、それでも強い日本経済!(ビジネス社)
【コラム】Emin Yurumazu Magazine(ノート)、日経マネー、四国新聞



テレビ出演

- ・日経ニュースプラス9 (BSテレ東)
- ・田村淳の訊きたい放題 (東京MX)
- ・ウエークアップ+ (読売テレビ)
- ・日経プラス10サタデーニュースの疑問 (テレ東)
- ・ストックボイスマーケットワイド (東京 MX)
- ・マーケットアナライズ+ (BS12 トゥエルビ)

【お問い合わせ】公益社団法人埼玉県不動産鑑定士協会事務局

TEL: 048-789-6000 FAX: 048-789-6160

お申し込みは裏面の申込用紙にご記入の上、FAXで。(※定員になり次第締切ります。)

FAX: 048-789-6160

お申し込みされました方へ『受講票』を郵送いたしますので、当日ご持参ください。

公益社団法人埼玉県不動産鑑定士協会 事務局行

[申込締切日：3月28日(金)]

一般公開セミナー参加申込書

参加者のお名前 (役職名)	(ふりがな)
	(役職名：)
	(ふりがな)
	(役職名：)
	(ふりがな)
勤務先・部署	(役職名：)
業 種 (該当するものに○印をして下さい。)	①官庁・公共団体 ②建設・不動産 ③金融 ④不動産オーナー ⑤調査・研究・報道 ⑥その他 ()
御住所	〒
電話番号	
FAX番号	

【個人情報保護について】

お送り頂いた個人情報、厳重に管理し、次回の講演会等のご案内に使用させていただきます。
 なお、次回の講演会等のご案内が必要な方は、
 チェックをしてください。 → 必要 ☐

【お問い合わせ】

公益社団法人埼玉県不動産鑑定士協会事務局

TEL: 048-789-6000

埼玉県県民健康センター

T330-0062

さいたま市浦和区仲町3丁目5番地1号

電車でのアクセス

浦和駅から徒歩15分。中浦和駅から徒歩20分。

※公共交通機関をご利用ください。



埼税協熊谷地域 2 月例会

令和 7 年 2 月 7 日(金)

<会務報告>

令和 7 年 1 月 17 日(金) 第 9 回常務理事会・第 7 回地域長会

11 : 30～パレスホテル大宮

新年賀詞交換会

15 : 00～パレスホテル大宮

令和 7 年 2 月 7 日(金) 第 39 回全税共 VIP 表彰式

11 : 00～ホテルニューオータニ

※森戸は表彰式裏方業務につき例会当日欠席となります。

<会務予定>

ありません。

<連絡事項>

・ 税務関係書籍の購入助成の締め切りが 2/10FAX 受信分です。あと 3 日ほどありますので、申し込みが未だの方はお急ぎください。

<提携企業インフォメーション>

朝日生命 ミサワホーム(予定)